

資料提供(投げ込み) 平成31年4月1日(月)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 別府 博

平成30年度に修正した津市地域防災計画の内容について

津市地域防災計画の内容を修正することが決定しましたので、下記のとおりその要旨を公表します。

記

1 概要

本市では、近年の大規模災害の教訓を反映させるなど、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、継続した見直しを行っています。

今年度は、大阪府北部地震及び平成30年北海道胆振東部地震並びに平成30年7月豪雨(西日本豪雨)の教訓を踏まえた修正を行うとともに、台風が原因で起きた大規模停電における対応等を修正するほか、災害時の給水について強化したことなどについて、平成30年10月29日開催の第1回津市防災会議で当該計画の修正案を公表しました。

その後、防災会議委員やパブリックコメント手続により寄せられた意見等に対する検討の結果を加え、平成30年度修正案として取りまとめ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、平成31年2月7日に開催した第2回津市防災会議で審議、決定しました。

2 主な修正内容

(1) 大阪府北部地震における課題への対応

平成30年6月に発生した大阪府北部地震においては、ブロック塀の崩落による犠牲者が出たことを受け、本市においても公共施設の緊急点検を実施し、調査結果により危険なブロック塀の是正を進めています。

また、市民からの相談に対し、現地確認を行い、所有者等に助言・指導を行っており、引き続き地域における啓発活動に取り組むほか、ブロック塀の撤去に係る補助金やブロック塀等撤去後のフェンス等への改修及び生け垣化を行う場合の補助金を創設したことにより、災害時の安全対策を進める旨を記載しました。

(2) 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)における課題への対応

ア 特別警報発表時の対応

豪雨に伴う大雨特別警報が発表された場合の対応として、災害発生の危険度が非常に高くなった状況であるという認識の下、市内全域に大雨特別警報が発表された旨の周知を行うとともに、避難勧告等の発令が適切な範囲であるかを再確認し、避難所の開設状況についても再確認する旨を記載しました。

また、台風等を起因とする大雨特別警報については、避難勧告等の基準を満たしていない場合でも、津地方気象台や河川管理者と協議し、早めの避難情報の発令を検討する旨を記載しました。

イ 自主避難に係る対応

台風接近時等には避難勧告等が発令される前に避難をする「自主避難」について、住民の意識が高まっていることから、今後、事前に開設する避難所等について検討する旨を記載しました。

また、確実な避難行動を促すための「注意喚起」を適時適切に行う旨を記載しました。

ウ ハザードマップを活用した避難行動の啓発及び周知の強化

平成30年7月豪雨で発生した土砂災害発生箇所については、ハザードマップで指摘されていた箇所で発生している事例が多く、ハザードマップが周知されているものの避難行動に結びつかなかった事例もあることから、改めてハザードマップを有効活用した避難行動の啓発等を強化する旨を記載しました。

エ 避難所の管理運営

避難所において、ペット同伴避難の要望があることから、関係機関と協議しながら避難所の施設環境に応じて、ペット同伴者に配慮した避難所運営について今後検討する旨を記載しました。

(3) 台風時及び平成30年北海道胆振東部地震の大規模停電における課題への対応

今年度の台風では、市内で最大約6万2千戸の停電が発生し、また、北海道ではブラックアウトが起これ、停電が長時間続くなど住民等に不安が募ったことから、中部電力株式会社と本市とのホットラインの構築等、連携を強化する旨を記載しました。

また、停電時における対応として、電力需要者における非常用電源の確保の必要性や推奨する備蓄品に携帯電話等の充電用バッテリーの準備等を追記するとともに、防災知識として信号機が消灯した信号交差点での通行方法について追記しました。

(4) その他の課題への対応

ア 拠点福祉避難所の運用開始等

平成30年10月1日から供用を開始した津市たるみ子育て交流館等を大規模な災害時の拠点福祉避難所として運用を開始する旨を記載するとともに、拠点福祉避難所と指定福祉避難所の区分について明記しました。

イ 非常時の給水設備

小学校等に設置している受水槽に蛇口を設けることで、災害時に広範囲に及ぶ断水が発生し、給水車が対応できない事態であっても、給水が可能となる旨を記載しました。

ウ 農地防災事業の推進

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設を守るため防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止等の農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備・更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨時による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害発生時の未然防止を図る旨を記載しました。

エ 大地震が発生したときの交通の方法

原則として、津波から避難するためやむを得ない場合を除き、自動車を使用しない旨を記載するとともに、津波警報等が発表されたときは、国道23号より山側（西方）の安全な場所まで避難することを基本とする旨を記載しました。

オ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）への対応

気象庁から南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合の市災害対策本部の配備基準、配備体制及び市民への情報伝達等について記載しました。

※なお、津市地域防災計画については、津市ホームページからご覧いただけます。